

大阪広域水道企業団告示第19号

令和3年大阪広域水道企業団告示第5号（出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和3年11月24日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
2 収納取扱金融機関		2 収納取扱金融機関	
金融機関名	取扱事務の範囲	金融機関名	取扱事務の範囲
(略)	(略)	(略)	(略)
株式会社三十三銀行	阪南水道事業（ <u>口座振替による収納に限る。</u> ）における収納の事務の一部	株式会社三十三銀行	阪南水道事業における収納の事務の一部
(略)	(略)	(略)	(略)